

第 27 回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和 2 年 4 月 23 日(木)午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

1 番 原田 義一      2 番 岡本 嗣喜      3 番 宮崎 龍生      4 番 徳田 マスエ  
5 番 川本 聖光      6 番 松山 純久      8 番 (欠員)      ・9 番 林 秀司  
10 番 三浦 博文    11 番 渡辺 弘之    12 番 渡邊 弘登    13 番 岡本 健治  
17 番 佐々岡常喜    19 番 玉田 一

2 欠席委員

7 番 清水 康彦    14 番 青葉 真    15 番 柿元 信次    16 番 大谷 数義  
18 番 佐々木京子

1 推 前田 正典      2 推 田村 邦麿      3 推 橋本 安延      4 推 三浦 寿紀  
5 推 小川 明人      6 推 神田 進      7 推 小松原常雄      8 推 近重 邦昭  
8 推 河野 恒弘    10 推 野上 省三    11 推 岡田 勝      12 推 大崎 健太  
13 推 小谷 保雄    14 推 岡本 定文    16 推 奥迫 忠幸    17 推 原田 和義  
18 推 永見 繁廣    19 推 齋藤 久行

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長

農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員

会 長	<p>それでは、ただいまから第 27 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、7 番 清水委員、14 番 青葉委員、15 番 柿元委員、16 番 大谷委員、18 番 佐々木委員、以上 5 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>林委員については、10 分程度遅くなられるようです。</p> <p>本日の議事録署名者は、19 番 玉田委員、2 番 岡本嗣喜委員 です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、20 件、57 筆、68,313 ㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 4 月 24 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 5 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>

会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ1段目、ゼンリン位置図は4ページと5ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段と中段をご覧ください。申請地は、下有福町の田畑です。場所は、国府公民館有福分館から約600m東の東町内です。この申請は、親子間の贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は73a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料3ページ2段目、ゼンリン位置図は6ページ、図面番号②、現況写真は、1ページの下段をご覧ください。申請地は、田橋町の田畑です。場所は、美川公民館西分館から約200m南西の中町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は89a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>3号について説明します。申請地は、資料3ページ3段目、ゼンリン位置図は7ページ、図面番号③、現況写真は、2ページの上段と中段をご覧ください。申請地は、旭町丸原の田畑です。場所は、旭インターチェンジから約600m北の岩地谷です。この申請は、譲渡人から譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は893a余りとなり、下限面積基準を満たしております。写真では、ハウス等が確認できますが、これは平成30年11月に農業用施設として譲渡人が許可を受けられたものです。</p> <p>4号について説明します。申請地は、資料3ページ4段目、ゼンリン位置図は8ページ、図面番号④、現況写真は、2ページの下段をご覧ください。申請地は、下府町の田です。場所は、浜田東中学校から約300m北西の6-2町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は74a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該</p>

	<p>当しないため、許可相当であると考えます。 農地法第3条申請については、以上4件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>4月14日(火)に、河野推進委員さんと近重推進委員さんに現地の確認をしていただいております。問題はないということでした。</p>
会 長	<p>2号について、佐々木委員が欠席のため、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>4月14日(火)に、委員さんに現地の確認をしていただいております。草が繁茂している状態ですが、草刈りをすれば耕作できるということでした。</p>
会 長	<p>3号について、宮崎委員、お願いします。</p>
3番 宮崎委員	<p>ただ今、局長から説明があったとおり、親から長男への贈与であります。譲受人は、認定農業者でかなり手広く農業をされておりますので、何ら問題はないものと思います。</p>
会 長	<p>4号について、この案件も農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>1号案件と同じく、4月14日(火)に、河野推進委員さんと近重推進委員さんに現地の確認をしていただいております。問題はないということでした。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。 では、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

委員	～挙手 多数～
会長	ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会長	続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局長	<p>それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 1 段目、ゼンリン地図 10 ページ、図面番号⑤、現況写真は、3 ページ上段ををご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は、浜田市三隅支所から約 250m 南西の向野田 2 区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、農地区分は、第 3 種農地に該当します。11 ページの始末書に記載のとおり、昭和 60 年に住宅を建設されたところですが、申請人が平成 26 年に相続を受け、今回、浜田市の空き家バンクへ登録するため調査を行ったところ、畑に住宅が一部かかっていたものです。</p> <p>2 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 2 段目、ゼンリン地図 12 ページ、図面番号⑥、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は国府小学校から約 550m 東の唐鐘 11 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅が建築されている状況であります。</p> <p>3 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 3 段目、ゼンリン地図 13 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ下段ををご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、国府小学校から約 500m 南東の 5 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。14 ページ 15 ページには共有名義である 2 人から顛末書が提出されており、記載のとおり昭和 61 年に住宅を建設されたところですが、農地法に関する知識がなく、畑に住宅が一部かかっていたものです。</p> <p>4 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 4 段目、ゼンリン地図 16 ページ、図面番号⑧、現況写真は、4 ページ上段ををご覧ください。申請地は、野原町の畑です。場所は、総合福祉センターから約</p>

	<p>250m 北東の 1 町内です。申請地は、農用区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、墓地の移設で、自宅の近くの自己所有地に設置するというものです。</p> <p>5 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 5 段目、ゼンリン地図 17 ページ、図面番号⑨、現況写真は、4 ページ中段ををご覧ください。申請地は、旭町本郷の田です。場所は、高速道路浜田道の重富のバス停から約 550m 北東の下本郷です。申請地は、農用区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、山中にある墓地の移設で、平成 17 年 12 月に農業用倉庫として許可を受けられた土地敷地内に設置するというものです。</p> <p>農地法第 4 条申請については、5 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、玉田委員お願いします。</p>
19 番 玉田委員	<p>4 月 14 日に、事務局と齋藤推進委員と現地確認を行いました。58 災後に住宅を建てられたということで、その中に一部畑が残っていたということです。始末書も提出されていることから、やむを得ないと考えます。</p>
会 長	<p>2 号について、農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>4 月 14 日(火)に、河野推進委員さんと近重推進委員さんに現地の確認をしていただいております。周辺に農地がないため、問題はないということでした。</p>
会 長	<p>3 号について、農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>こちらも 4 月 14 日(火)に、河野推進委員さんと近重推進委員さんに現地の確認をしていただいております。顛末書付きの案件になりますが、周辺に農地がないこともあり、やむを得ないということでした。</p>
会 長	<p>4 号について、松山委員お願いします。</p>

6番 松山委員	事務局と一緒に現地の確認を行いました。何の問題もないと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	5号について、岡本嗣喜委員をお願いします。
2番 岡本委員	先ほど事務局から説明されたとおりですが、あえていうなれば、現地写真によると、墓地申請のところにコンクリート舗装がしてあります。何故なら、先ほどの説明の中に、平成17年に農業用施設として許可を受けられており、そのコンクリート舗装の中に墓地を設置されるということで、墓地の事前着工ではありません。
会 長	以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1号について説明します。申請地は、資料18ページ、ゼンリン地図は19ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ下段をご覧ください。 申請地は、黒川町の畑です。場所は中央図書館から約450m南東の1-1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅が建築さ

	<p>れている状況であります。20 ページには始末書が添付されており、道路用側溝に土砂の流入を防ぐため、コンクリート舗装を行ってしまったということです。写真では確認しにくいですが奥側には、畝が立ててあり最近まで耕作されていた模様です。</p> <p>農地法第5条申請については、以上1件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、松山委員お願いします。</p>
6番 松山委員	<p>事務局が今言われたとおりですので、何卒よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p>
会 長	<p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料は21ページ1段目、ゼンリン地図は22ページと23ページ、図面番号⑪、現況写真は、5ページ上段と中段をご覧ください。</p>



	<p>申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田東インターチェンジから約300m北西と上府保育園から約350m南東の久畑町内です。当該申請地は、昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>2号は、資料は21ページ2段目、ゼンリン地図は24ページ、図面番号⑫、現況写真は、5ページ下段をご覧ください。申請地は、上府町の田です。場所は、浜田東中学校から約800m東の伊甘町内です。当該申請地は、治山事業に伴う申請となっており、昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>3号は、資料は21ページ3段目、ゼンリン地図は25ページ、図面番号⑬、現況写真は、6ページ上段をご覧ください。申請地は、清水町2の畑です。場所は、浜田市役所から約650m南西の1町内です。当該申請地は、昭和初期に住宅が建築され、その後、家が焼失し昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>4号は、資料は21ページ4段目、ゼンリン地図は26ページ、図面番号⑭、現況写真は、6ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑です。場所は、黒沢公民館から約2.2km南東の川平です。相続財産管理人の調査により当該申請地存在が判明したということで、道路から申請地までの道はなく、進入することも困難な状況であり、現在、山林化している案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上4件です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号と2号について、農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>1号は、先月の3月16日(月)に、2号は、4月14日(火)に、いずれも河野推進委員さんと近重推進委員さんに現地を確認をしていただいております。1号については、とても耕作できるような状態ではないということでした。2号については、治山事業のため、原野化しており、やむ無しということでした。</p>
<p>会 長</p>	<p>3号について、松山委員お願いします。</p>
<p>6番 松山委員</p>	<p>4月14日に事務局と現地を見に行きました。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>4号について、三浦委員お願いします。</p>

10 番 三浦委員	ただ今、説明がございましたように、全く山林になっておりますので、問題はないと思います。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ほかにありませんか。 以上を持ちまして、第 27 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 10 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員